2　通知の内容
陸高市街第102号　平成28年７月６日
⑴　従前の宅地
町字　高田町字大町
地番　16
地目　宅地
登記地積　313.21㎡
（基準地積　313.21㎡）
町字　高田町字大町
地番　60
地目　宅地
登記地積　535.51㎡
（基準地積　535.51㎡）
町字　高田町字大町
地番　61－1
地目　宅地
登記地積　418.84㎡
（基準地積　418.84㎡）
仮換地
街区番号　ＫＢ18
画地番号　２－１
地積　1.068㎡
仮換地の指定の効力発生の日
平成28年８月10日
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
別に定めて通知する
⑵　従前の宅地
町字　高田町字館の沖
地番　1
地目　宅地
登記地積　123.30㎡
（基準地積　123.30㎡）
仮換地
街区番号　ＫＢ18
画地番号　２－２
地積　111㎡
仮換地の指定の効力発生の日
平成28年８月10日
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
別に定めて通知する

㈱1　この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については使用し、又は収益することができません。
2　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することができません。
＜教示＞
1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岩手県知事に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
2　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に陸前高田市を被告（訴訟において陸前高田市を代表するものは、陸前高田市長となります。）として提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

公示送達

前橋都市計画事業新前橋駅前第二土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による平成28年６月23日付換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、書類の送付にかえて、通知の内容を下記のとおり公告します。
平成28年７月28日
前橋都市計画事業
新前橋駅前第二土地区画整理事業
施行者　前橋市
代表者　市長　山本　　龍

記
1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　不明
氏名　坂井直次郎
2　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定により、前橋都市計画事業新前橋駅前第二土地区画整理事業の換地計画において定められた関係事項について、別紙明細書及び換地図のとおり換地処分をします。
（教示）
1　この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に群馬県知事に審査請求をすることができます。（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
2　この通知については、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、施行者（前橋市）を被告として（訴訟において前橋市を代表する者は前橋市長となります。）、換地処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過すると換地処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、換地処分の取消しの訴えを提起することできます。
なお、別紙明細書及び換地図は省略し、それらを前橋市箱田町366番２において掲示しています。

会社その他の公告

解散公告
当法人は、平成二十八年六月二十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月二十六日
岩手県紫波郡紫波町日詰字郡山二一九
特定非営利活動法人あいぼら紫波
清算人　吉田　　寛

解散公告
当社は、平成二十八年七月十五日開催の会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月二十八日
仙台市青葉区台原五丁目二番二一三〇一号
清算人　加藤　幸子

解散公告
当社は、平成二十八年六月三十日開催の会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月二十八日
茨城県常陸大宮市辰ノ口字台一二五二番地
代表清算人　神長　裕夫

解散公告
当社は、平成二十八年六月三十日開催の会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月二十八日
茨城県水戸市元吉田町一一四九番地一七
代表清算人　海老根正文

解散公告
当社は、平成二十八年六月三十日開催の会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月二十八日
群馬県前橋市鼻毛石町二四九三番地
清算人　青木　健治

平成二十八年七月二十八日
岩手県紫波郡紫波町日詰字郡山二一九
特定非営利活動法人あいぼら紫波
清算人　吉田　　寛

解散公告
当社は、平成二十八年七月十五日開催の会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月二十八日
仙台市青葉区台原五丁目二番二一三〇一号
清算人　加藤　幸子

解散公告
当社は、平成二十八年六月三十日開催の会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月二十八日
茨城県常陸大宮市辰ノ口字台一二五二番地
代表清算人　神長　裕夫

解散公告
当社は、平成二十八年六月三十日開催の会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月二十八日
茨城県水戸市元吉田町一一四九番地一七
代表清算人　海老根正文

解散公告
当社は、平成二十八年六月三十日開催の会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月二十八日
群馬県前橋市鼻毛石町二四九三番地
清算人　青木　健治